

せいり ばんごう 整理番号	5-3-3	そうだん 相談レベル	2
ぶん ぐい 分類	くらしと福祉		
こう ぐく 項目	こま 困ったとき		
ない よう 内容	どうばんべんごし しほうしよし ぎょうせいしよしせいど 当番弁護士・司法書士・行政書士制度		

1 想定される質問の背景

- 家族や友人が警察に被疑者として取調べを受けている。
- 法律の専門家の助言を必要としている。

2 基本的な質問と回答

相談者 友人が警察に逮捕されてしまいました。誰に相談したらよいのでしょうか？

回答者 まず、当番弁護士制度の利用を横浜弁護士会に相談することをお勧めします。この制度は、警察や検察庁で取り調べを受けている被疑者に法律的な助言を受ける機会を提供するため、被疑者やその家族、知人からの依頼で待機中の弁護士が無料で面会に駆けつける制度です。なお、起訴された場合、被告人に弁護人を依頼する経済力がないときには、国選弁護人という国の費用で弁護人がつきます。

⇒ 横浜弁護士会

13-8-1へ

相談者 当番弁護士はどのようなことをしてくれるのですか？

回答者 連絡のあった日の当番になっている弁護士が通訳をつれて面会に駆けつけます。面会した弁護士は被疑者の立場や権利、今後の見通し、刑事手続の概要について助言をします。また、違法な取調べが行われていないかどうかの確認もします。1回目の面会は通訳料も含めて無料ですが、その後も弁護を頼んだ場合は私選弁護人としての弁護士料が必要となります。

相談者 私費で弁護士を依頼するお金がないときはどうしたらよいのでしょうか？

回答者 弁護士料を支払うのが困難なとき、法律扶助協会による費用の立替制度が利用できます。原則として、①無罪を争う、②起訴前弁護の必要がある、③被疑者が20歳未満などのときに法律扶助申請ができます。当番弁護士に申し出れば、申請の手続を手伝ってもらえます。申請が認められれば、一定金額の弁護士費用を法律扶助協会が立替してくれます。立替費用は後に返還するのが原則です。財団法人法律扶助協会神奈川県支部（横浜市中区日本大通9 電話045-211-7702）にご相談ください。

相談者 不動産の登記手続きや在留資格の更新などのときに弁護士以外にも、司法書士や行政書士といった資格の人に相談したことがあります。こうした資格の人にはどのようなことが依頼できるのですか？

回答者 弁護士は、法的手続において当事者の代理人として法廷で主張・立証等を行うほか、各種の法律に関する事務を行う国家資格者です。逮捕、裁判離婚、自己破産など警察や裁判所との対応や、幅広い法律問題の解決などを相談します。司法書士は、他人の依頼を受けて、登記や供託の手続、裁判所・検察庁・法務局に提出

